

ひと、まち、地球に
やさしい「光」。

光害防止
のために



環境省

出典：「光害パンフレット」表紙（環境省 HP）

長野県環境部水大気環境課

ひかりがい

長野県は光害の防止に取り組んでいます

長野県では「良好な生活環境の保全に関する条例」で光害の防止について定めています。

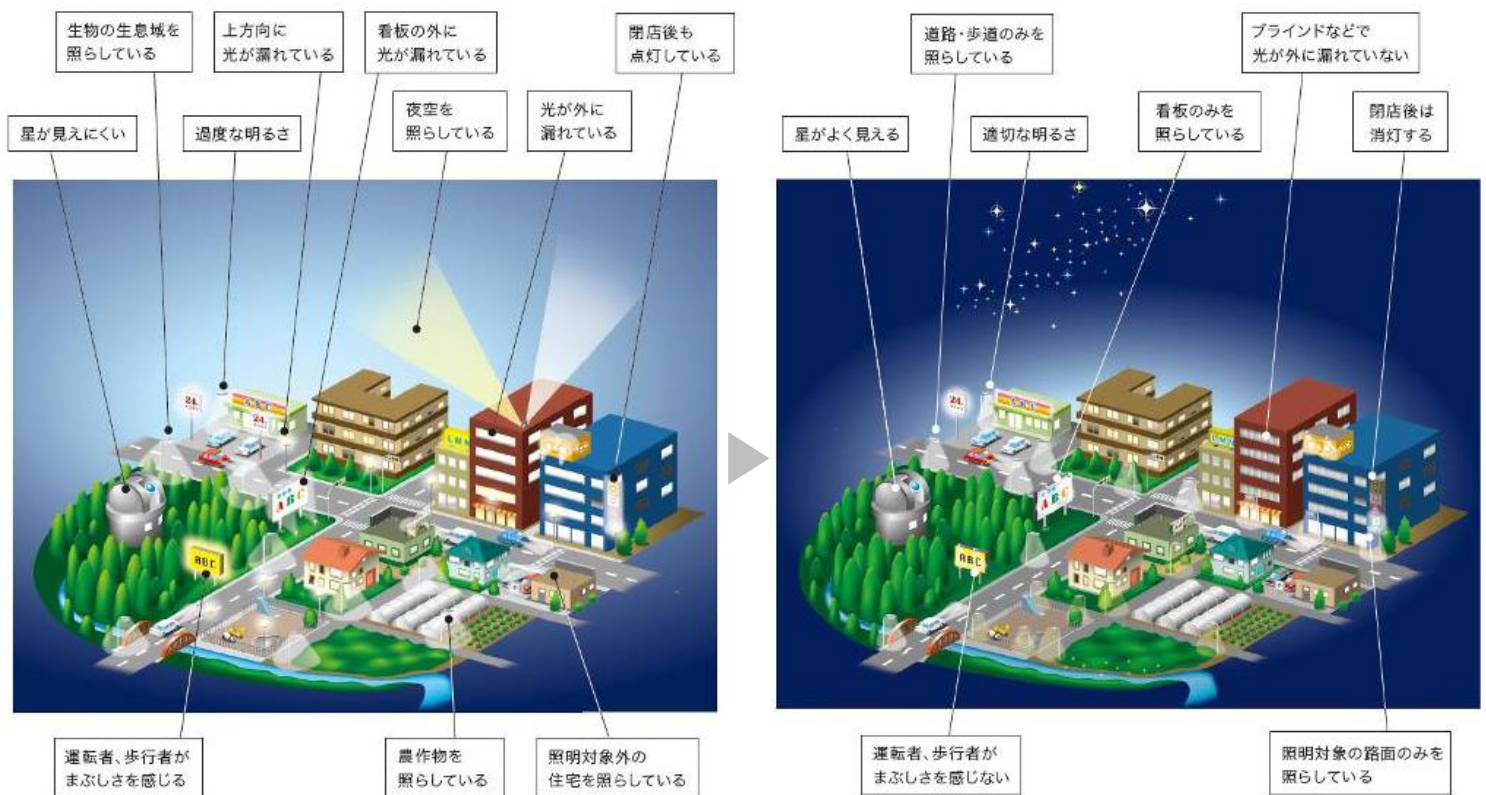
★屋外で照明器具を設置・使用する際は、以下に配慮し、光害防止にご協力ください。

- ☑ 照射する光の量を必要最低限のものにすること
- ☑ 照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少なくすること
- ☑ 照明が不要な時間帯には消灯すること

★特に、長野県の貴重な財産である星空環境を保全するために、上方光束（照明の上方に漏れる光）が少なくなるようにご協力をお願いします。

★サーチライトや投光器等について、自己が所有し、又は占有する特定の対象物を照射する方法以外での使用は、原則禁止です。

〔 催物等で一時的に使用したい場合は、長野県環境部水大気環境課又は地域振興局環境担当課にご相談ください。 〕



光環境が阻害されている地域イメージ（左）と良好な光環境が形成された地域イメージ（右）

〔 出典：「光害対策ガイドライン」（R3.3 環境省） 〕

光害に関するお問い合わせは

長野県環境部 水大気環境課
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
上田地域振興局 環境課
諏訪地域振興局 環境課
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
南信州地域振興局 環境課
木曽地域振興局 総務管理・環境課
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
北信地域振興局 環境課
お住いの市町村の環境行政担当課

電話 026-235-7177
電話 0267-63-3230
電話 0268-25-7134
電話 0266-57-2952
電話 0265-76-6817
電話 0265-53-0434
電話 0264-25-2234
電話 0263-40-1941
電話 0261-23-6563
電話 026-234-9590
電話 0269-23-0202